

仕 様 書

1 業務名

広島市立学校第一種特定製品定期点検業務（中区・南区）

2 履行場所

広島市立白島小学校（広島市中区西白島町26番3号）ほか29校
詳細は、別紙1のとおり。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

本業務は、学校に設置している第一種特定製品について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく定期点検を実施することにより、フロン類の漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候を早期に発見することを目的とする。

5 業務内容

学校に設置している第一種特定製品について、フロン排出抑制法に基づく定期点検（フロン排出抑制法第16条第1項の規定における、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）に基づく定期点検）を行う。定期点検の内容については次の(1)～(3)、対象機器及び数量については別紙のとおりとする。

(1) 異常音の有無についての検査

(2) 外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査

(3) 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査

※ 直接法：発泡液の塗布、冷媒漏洩検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏洩を検知する方法をいう。

※ 間接法：蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をいう。

6 業務実施上の留意事項

(1) 定期点検は、次のいずれかの条件を満たすものが実施すること。

ア 冷媒フロン類取扱技術者

イ 次の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者

(ア) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

(イ) 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）

(ウ) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

(エ) 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）

(オ) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

(2) 業務の実施日時等については、事前に発注者及び学校長と協議のうえ決定するものとする。

(3) 受注者は、当該施設が公共施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう業務を実施しなければならない。

(4) 業務実施に係る消耗品等、業務に必要な費用は、全て受注者の負担とする。また、業務を実施するに当たり、軽微な補修（さび落とし）等を要する場合は、受注者の負担とする。

7 報告

(1) 業務の実施に先立ち、受注者は現場責任者及び従業員の氏名等を報告するとともに、上記6の(1)の条件を満たすことを証明する書類の写しを発注者に提出すること。現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。

(2) 業務の実施日時については、学校長と事前に協議して決定することとし、決定後は速やかに発注者に業務実施計画書を提出すること。業務実施計画に変更があった場合も同様とする。

- (3) 業務完了後、業務実施内容が分かる書類（様式不問）を添えた所定の様式による業務実施報告書及び学校長(学校長が不在の場合は教頭)の確認印を受けた所定の様式による完了届を作成し、発注者に提出すること。なお、業務実施内容が分かる書類については、学校にも交付すること。
- (4) 不良箇所について、所定の様式による不良箇所一覧表に集約・抜粋のうえ、発注者に提出し、特に緊急度の高いものについては学校長にも説明すること。
- (5) 別紙の記載事項に修正箇所がある場合、修正のうえ発注者に報告すること。なお、報告の様式は問わない。

8 委託料の支払

発注者の完了確認後、受注者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

9 その他

業務の実施に当たり、仕様書に疑義がある場合又は定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ決定することとする。